専利譲渡・実施許諾の契約書サンプル及び契約締結ガイドラインの意見募集

2023 年 1 月 7 日
JETRO 香港事務所

2023 年 1 月 3 日、国家知識産権局（CNIPA）は、「**専利譲渡・実施許諾の契約書サンプル及び契約締結ガイドラインの意見募集の通知**」（关于专利权转让、专利实施许可合同模板及签订指引公开征求意见的通知[1]）を発表した（意見の提出期限は 1 月 15 日まで）。

本サンプル及びガイドラインは、「**“十四五”知財保護運用計画**」[2]（2021 年 10 月 国務院）の要求を徹底的に実行し、より規範的で便利なサービスを提供し、当事者が法的リスクを回避し、合法的な権益を保護し、専利権の転化と実施をより良く推進することを目的として、既存のもの[3]を改訂して作成されたものである。

附属書として、以下の 3 つの書類が添付されている。

1．専利権譲渡契約書（サンプル）及び契約締結ガイドライン（意見募集案）
2．専利実施許諾契約書（サンプル）及び契約締結ガイドライン（意見募集案）
3．専利権譲渡、専利実施許諾契約及び契約締結ガイドラインに関する注意事項

上記 1．及び 2．の「契約書（サンプル）」の概要と両者の対応関係[4]は以下のとおりである。

専利権譲渡契約書（サンプル）	専利実施許諾契約書（サンプル）
第 1 条　用語と用語解説（定義条項）	第 1 条　用語と用語解説（定義条項）
第 2 条　対象専利の譲渡	
	第 2 条　実施許諾の付与
第 3 条　提供資料	

1 ［原文］https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/1/3/art_75_181206.html
2 ［原文］http://www.gov.cn/zhengce/content/2021-10/28/content_5647274.htm
3 上記 3．の「注意事項」によれば、主要条項の見出しは記載されているものの、具体的な内容は空欄となっているものである、と説明されている。
4 一覧表において、両契約書（サンプル）の条項の見出しが同一のものを横（同じ行）に並べた。

	第３条　実施許諾料及び支払い方法
	第４条　技術資料の提供と検収（任意）
第４条　技術サービス及びトレーニング（任意）	第５条　技術サービス及びトレーニング（任意）
第５条　譲渡費用及び支払い方法	
第６条　専利実施・実施許諾の状況及び処分[5]	
第７条　経過規定[6]	
第８条　機密保持情報	第６条　機密保持情報
	第７条　その後の改良成果の提供及び共有[7]
第９条　表明及び保証	第８条　表明及び保証
第 10 条　技術輸出入制限（任意）[8]	第９条　技術輸出入制限（任意）[8]
第 11 条　専利権の維持[9]	
	第 10 条　知財権侵害対応と共同権利保護[10]
第 12 条　無効になった専利権の扱い	第 11 条　無効になった専利権の扱い
第 13 条　不可抗力	第 12 条　不可抗力
第 14 条　契約不履行及び損害賠償	第 13 条　契約不履行及び損害賠償
第 15 条　課税（任意）	第 14 条　課税（任意）
第 16 条　紛争解決[11]	第 15 条　紛争解決[11]

5 譲渡人が既に対象専利を実施している場合、当事者は、専利の譲渡に先立って、契約の発効と同時に譲渡人が当該専利の実施を中止すること、又は、本契約締結前の範囲内で実施を続けることのいずれかを合意することができる。譲渡人が既に対象専利を他社に実施許諾している場合、当事者は、専利の譲渡に先立って、譲渡人がその実施許諾の契約における債務関係も取得すること、又は、譲渡人がその実施許諾の契約を解除することのいずれかを合意することができる。[ガイドラインより]

6 専利権の譲渡は、CNIPA による登録・公告により効力を生じるため、譲渡契約の締結日から CNIPA による登録・公告の日までの間は、専利権の譲渡は効力を生じず、経過期間とし、その期間の専利許諾、専利維持義務、費用及び責任について取り決めるものとする。[ガイドラインより]

7 実施許諾契約を締結する際には、実施許諾された専利に基づいて形成された改良の権利の所有権について合意する必要がある。[ガイドラインより]

8 「中華人民共和国技術輸出入管理弁法」第 2 条により、専利権の譲渡／実施許諾は規制の対象であり、輸出入禁止、輸出入制限、輸出入自由の 3 つの区分されている。行政強制規定の違反を防ぐため、区分ごとの規制要求に注意を払う必要がある。[ガイドラインより]

9 専利権譲渡前の侵害行為に対して、譲受人が訴権を有するかどうかは、専利譲渡の過程で、譲渡人と譲受人との間に明確な合意があるかどうかによって異なる。[ガイドラインより]

10 権利行使を容易にする観点から、ライセンサーまたはライセンシーのいずれかが、第三者による（実施許諾された専利の）侵害を把握した場合、一定期間内に相手方に書面で通知する義務を負うことで合意するのが一般的である。そのような状況でライセンシーがその第三者に対して訴訟を起こす権利を持つかどうかは、実際の状況に応じて当事者間で合意することができる。[ガイドラインより]

11 適用法については、専利権譲渡契約が外国要因を含まない場合、中華人民共和国の法律が一律に適用される。紛争解決の方法は、一般的に調停、訴訟、仲裁に分けられる。[ガイドラインより]

第 17 条　契約の発効、変更及び解除	第 16 条　契約の発効、変更及び解除
第 18 条　その他	第 17 条　その他
附属書 1　 追加用語と用語解説	附属書 1　追加用語と用語解説
附属書 2　対象専利一覧	
	附属書 2　許諾専利・技術秘密一覧
	附属書 3　マイルストーンペイメント条件
	附属書 4　許可製品一覧／確認方法
附属書 3　提供資料一覧	
	附属書 5　技術資料一覧
附属書 4　技術サービス一覧	附属書 6　技術サービス一覧

また、上記３．の「注意事項」には、背景[12]、事前作業プロセス[13]、主な改正点[14]などが説明されている。

本通知によれば、本サンプル及びガイドラインは今後さらに修正を加えた上で、関係者の参考とすべく公表される予定である。

（以上）

[12] 改訂の背景として次の 2 点を挙げている。①関連法規・政策が専利の転化・運用に関する新しい規定や要件を打ち出しており、既存の契約書（サンプル）及びガイドラインをそれらに適応させる必要があること、②知財権の運用活動が規範的かつ秩序だった方法で行われ、知財権の転移・転化を促進するために、実践的な経験をまとめ、契約書（サンプル）及びガイドラインを改善・最適化する必要があること。

[13] 改訂に至るまでの作業として次の 4 点を挙げている。①関連する法規制の調査・分析、②契約書の文章収集と事例分析、③社会的ニーズの徹底的な調査、④多様な関係者（大学、研究機関、企業、法律事務所、専門家など）との協議。

[14] 具体的な改訂内容として次の 3 点を挙げている。①必要な規定を凝縮して固定したこと、②重要な用語を絞り込んだこと、③関連する展開内容を任意条項にしたこと。